

在学生（学部生・大学院生）のみなさんへ

教務部教務課

「新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者」の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者と特定された場合につきまして、授業の出欠に関しては、自己都合による欠席とは取り扱いません。教務課で「**体調不良等による授業欠席取扱願**」を発行しますのでお申し出ください。

発行期限：最後に欠席した授業の翌週の授業日

提出期限：「体調不良等による授業欠席取扱願」発行日より7日間

※本対応につきましては、5月7日までの時限的措置とします。

以上